

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～十六（略）</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの （一）（略） （二） 国際規格で定める測定方法により測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ$\times 0.001$を乗じて得た数値に1.25を加えた数値以下となる測定軸を有するもの</p> <p>ロ～二（略）</p> <p>十八～三十七（略）</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～十六（略）</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの （一）（略） （二） 精度が0.2マイクロメートル未満のプローブを用いてドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ$\times 0.001$を乗じて得た数値に1.25を加えた数値以下となる測定軸を有するもの</p> <p>ロ～二（略）</p> <p>十八～三十七（略）</p>

三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ベローズ弁であつて、呼び径が五A以上のもののうち、内容物と接触するすべての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。)で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

三十九(六十) (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物(イからラ)までに該当する物質を含む混合物にあつては、イからハまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一パーセントを超えるもの又はニからラまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。

イ

削る

削る

イ ト (略)

三 (略)

三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ベローズ弁であつて、直径の最小値が五ミリメートル以上のものうち、アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。)で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

三十九(六十) (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物(ハからリ)までに該当する物質を含む混合物にあつては、ハからホまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一パーセントを超えるもの又はヘからリまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。

イ

サキシトキシ

リ

ハ リ (略)

三 (略)

2

(略)

一〇六 (略)

七 呼び径が一〇A超の弁であつて、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ㄱ (略)

リ セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの

(二) 酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの

イ セント以上のもの

(三) 酸化ジルコニウム

七の二下十 (略)

十一 空気中の物質を検知する装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 前項に掲げるものについて空気中における濃度が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であつても検知することができるものであり、かつ、連続して使用するよう設計したもの

ロ アンチコリンエステラーゼ作用を有する化合物を検知するよう設計したもの

十二 前号に掲げるものの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 検出器

2

(略)

一〇六 (略)

七 呼び径が一〇A超の弁であつて、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ㄱ (略)

(新設)

七の二下十 (略)

十一 空気中の物質を検知する装置又は検出器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 前項に掲げるものについて空気中における濃度が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であつても検知することができるものであり、かつ、連続して使用することができるもの

ロ アンチコリンエステラーゼ作用を有する化合物を検知することができるもの

(新設)

ロ センサーデバイス
ハ センサーカートリッジ

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、肺及び腎症候性出血熱ウイルス、ハンターウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータンゲウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・アンデアン・ラテント・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワツサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、南アメリカ出血熱、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラツサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス又は口シオウイルス

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、肺及び腎症候性出血熱ウイルス、ハンターウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータンゲウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・アンデアン・ラテント・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ホワイトポックスウイルス、ポワツサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、南アメリカ出血熱、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラツサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス又は口シオウイルス

二・三 (略)

四 前号に該当するもののサブユニット

五 (略)

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは前条第一項第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)

七 第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは前条第一項第四号に該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物(微生物を含む。)

2 輸命令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 クロスフローる過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(逆浸透膜を用いたものを除く。)

イ 有効ろ過面積の合計が一平方メートル以上のもの

ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの

二・三 (略)

四 前号又は前条第一項第二号イ若しくはロに該当するもののサブユニット

五 (略)

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは前条第一項第一号イ若しくはロ若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)

七 第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは前条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号に該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物(微生物を含む。)

2 輸命令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 クロスフローる過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(ただし、逆浸透膜を用いたものを除く。)

イ 有効ろ過面積の合計が一平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる

(一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

(二) 使い捨ての部分品を使用するもの

四の二七八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜六 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヨ (略)

タ 次のいずれかに該当する推進薬

(一) 一キログラム当たりの発熱量が四〇、〇〇〇、〇〇ジュール以上の固体及び液体の混合燃料

(二) 二〇度の温度かつ一気圧において計測した一立方メートル当たりの発熱量が三七、五〇〇、〇〇〇、〇〇ジュール以上の燃料及び燃料添加剤(化石燃料又は植物に由来する有機物を原材料として製造される燃料を用いて製造したものを除く。)

メートル当たりの発熱量が三七、五〇〇、〇〇〇、〇〇ジュール以上の燃料及び燃料添加剤(化石燃料又は植物に由来する有機物を原材料として製造される燃料を用いて製造したものを除く。)

レ〜オ (略)

ク 四・五・ジアジドメチル・二・メチル・一・二・三・トリアゾール

リアゾール

ヤ メチル・ニトラトエチルニトラミン

マ エチル・ニトラトエチルニトラミン

ケ ブチル・ニトラトエチルニトラミン

フ ビス(二・二・ジニトロプロピル)アセタール

もの

四の二七八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜六 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヨ (略)

タ 発熱量が一キログラム当たり四〇、〇〇〇、〇〇〇ジュール以上の推進薬

ール以上の推進薬

レ〜オ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

コ ビス(二・二・ジニトロプロピル) フォルマール

八〇十 (略)

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ フィラメントワインディング装置又はファイバープレイスメント装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が三以上のもの又はその制御装置

ロ ホ (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料(プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。)又はその成型品(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、無人航空機又は第二号に該当する貨物に使用するように設計したものに限る。)

ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材

(新設)

八〇十 (略)

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ フィラメントワインディング装置であつて、繊維を位置決めし、包み及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が三以上のもの又はその制御装置

ロ ホ (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料(プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。)又はその成型品(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケット)に使用することができるものに限る。)又は同号ロに該当する貨物に使用するように設計したものに限る。)

ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材

料又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）

八 人造黒鉛であつて、次のいずれかに該当するもの（ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。）

(一) 一五度の温度で測定したときのかさ密度が一立方センチメートル当たり一・七二グラム以上、かつ、粒子の径が一〇〇マイクロメートル以下の人造黒鉛であつて、次のいずれかに加工することができるもの

1 円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの又は管であつて、内径が六五ミリメートル以上、厚さが二五ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの

2 直方体であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上のもの

(二)・(三) (略)

二・ホ (略)

へ 次のいずれかに該当するタンゲステン、モリブデン若しくはこれらの合金を主たる構成物質とする粉又は粉を固めたもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の構造材料として用いることができるものに限る。）

(一) タングステン又はタンゲステンの含有量が合金の全重量の九七パーセント以上の粉であつて、その粒子

料又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）

八 人造黒鉛であつて、次のいずれかに該当するもの（ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。）

(一) 一五度の温度で測定したときのかさ密度が一立方センチメートル当たり一・七二グラム以上で、かつ、粒子の径が一〇〇マイクロメートル以下の人造黒鉛であつて、次のいずれかに加工することができるもの

1 円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの
2 管であつて、内径が六五ミリメートル以上で、厚さが二五ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの

3 塊であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの

(二)・(三) (略)

二・ホ (略)

へ 粒子の径が五〇〇マイクロメートル以下の粉末状のタンゲステン、モリブデン又はこれらの合金であつて、純度が九七パーセント以上のものうち、ロケット推進装置の部品の製造に使用することができるもの（噴霧粉又は球形粉であり、かつ、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの）

の径が五〇マイクロメートル以下のもの

(二) モリブデン又はモリブデンの含有量が合金の全重量の九七パーセント以上の粉であつて、その粒子の径が五〇マイクロメートル以下のもの

(三) タングステン若しくはタングステンの含有量がその合金の全重量の九七パーセント以上（銅又は銀を含む浸させたものである場合にあつては、タングステンの含有量が合金の全重量の八〇パーセント以上。）の粉を固めたものであつて、次のいずれかに該当するものに加工することができるもの

1 円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの又は管であつて、内径が六五ミリメートル以上、厚さが二五ミリメートル以上、かつ、高さが五〇ミリメートル以上のもの

2 直方体であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上のもの

ト・チ（略）

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであつて、次のいずれかに該当するもの（ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

イ（二）（略）

ホ 加速度計又はジャイロスコープであつて、慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することが

る無人航空機に使用することができるものに限る。（

ト・チ（略）

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであつて、次のいずれかに該当するもの（ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

イ（二）（略）

ホ 加速度計又はジャイロスコープであつて、九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

できるように設計したものを
へ・ト (略)

十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するように設計したものを除く。)

(一) (略)

(二) スリップリング又は電気の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

(三) (略)

ホ (略)

へ 遠心加速度試験機であつて、九八〇メートル毎秒毎秒を超える加速度を与えることができ、スリップリング又は電力の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

十八〇二十二 (略)

へ・ト (略)

十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するように設計したものを除く。)

(一) (略)

(二) 電気の供給又は信号情報の伝達を行うことができるスリップリングを有するもの

(三) (略)

ホ (略)

へ 遠心加速度試験機であつて、九八〇メートル毎秒毎秒を超える加速度を与えることができ、電気の供給及び信号情報の伝達を行うことができるスリップリングを有するもの

十八〇二十二 (略)

二十二の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 距離測定用のレーダーであつて、光を利用した追跡装置を有するものうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 角度分解能が一・五ミリラジアン未満のもの

(二)・(三) (略)

二十三・二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

(一)・(二) (略)

ロ 水 (略)

二十五の二～二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様の

二十二の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 距離測定用のレーダーであつて、光を利用した追跡装置を有するものうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 角度分解能が三ミリラジアン未満のもの

(二)・(三) (略)

二十三・二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。)(又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

(一)・(二) (略)

ロ 水 (略)

二十五の二～二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二 (略)

三 芳香族ポリイミド(熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用による重合化が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶融することのないものに限る。)の製品(フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの(銅を被覆若しくはラミネートしたものであつて、電子回路のプリント基板用のものを除く。)

イ・ロ (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品(第三条第十一号に該当するものを除く。)

イ フィラメントワインディング装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸(サーボ制御によつて動作するものに限る。)を三本以上有するもの

ロ 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸(サーボ制御によつて動作するものに限る。)を五本以上有するもの

ハ～ヘ (略)

ト 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二 (略)

三 第十三号イに該当する芳香族ポリイミドの製品(フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの(銅を被覆若しくはラミネートしたものであつて、電子回路のプリント基板用のものを除く。)

イ・ロ (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ フィラメントワインディング装置であつて、繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸を三本以上有するもの

ロ 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであつて、テープ、トウ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うものうち、それらの作業を相関して制御することができる軸を二本以上有するもの

ハ～ヘ (略)
(新設)

制御することができる基本軸（サーボ制御によって動作するものに限る。）を二本以上有するもの

五〇七（略）

八 金属性磁性材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 比透磁率が二二〇、〇〇〇以上のものであつて、厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの

ロ〇八（略）

九〇十二（略）

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二四〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド

ロ〇八（略）

十四（略）

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

イ（略）

ロ 炭素繊維であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 比弾性率が一四、六五〇、〇〇〇メートルを超えるもの

五〇七（略）

八 金属性磁性材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 初透磁率が二二〇、〇〇〇以上のものであつて、厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの

ロ〇八（略）

九〇十二（略）

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又はガラス転移点が二四〇度を超える芳香族ポリエーテルイミド（圧縮成形を行う場合に液体とならない粉末状のもの又は成型品を除く。）

ロ〇八（略）

十四（略）

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

イ（略）

ロ 炭素繊維であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 比弾性率が二一、七〇〇、〇〇〇メートルを超えるもの

(二) 比強度が二六八、二〇〇メートルを超えるもの
八・二

ホ プリプレグ又はプリフォームであつて、次の(一)及び(二)を使用したもの

(一) 次の1又は2に該当するもの

1 八に該当する無機繊維

2 有機繊維又は炭素繊維であつて、次の一及び二に該当するもの

一 比弾性率が一〇、一五〇、〇〇〇メートルを超えるもの

二 比強度が一七七、〇〇〇メートルを超えるもの

(二) 次のいずれかに該当する樹脂

1 第十三号又は第十四号口に該当するもの

2 フェノール樹脂であつて、動的機械分析によつて測定したガラス転移点が一八〇度以上のもの

3 動的機械分析によつて測定したガラス転移点が一三二度以上のもの(フェノール樹脂及び1に該当するものを除く。)

十六 (略)

第五条 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 次のいずれかの放射線照射に耐えられるように設計した

(二) 比強度が二三五、〇〇〇メートルを超えるもの
八・二

ホ プリプレグ又はプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) イからハまでのいずれかに該当する繊維からなるもの

(二) 次の1及び2からなるもの

1 次の一から三までのすべてに該当する有機繊維又は炭素繊維

一 比弾性率が一〇、一五〇、〇〇〇メートルを超えるもの

二 比強度が一七七、〇〇〇メートルを超えるもの

三 イ又はロに該当しないもの

2 次のいずれかに該当する樹脂

一 第十三号又は第十四号口に該当するものであつて、ガラス転移点が一〇度をを超えるもの

二 フェノール樹脂又はエポキシ樹脂であつて、ガラス転移点が一四五度(硬化温度がガラス転移点より低いもの)にあつては、一六〇度)以上のもの

十六 (略)

第五条 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 次のいずれかの放射線照射に耐えられるように設計した

もの

(一)～(三) (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムを電氣的に消去することができるプログラマブルロム(フラッシュメモリーを含む。)、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(八からチまでのいずれか若しくはルに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができないもの又は輸出令 別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができないものを除く。以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(三) (略)

ハ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのうち、化合物半導体を用いたものであつて、最大クロック周波数が四〇メガヘルツを超えるもの

二 化合物半導体を用いた記憶素子用のもの

もの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一)～(三) (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムを電氣的に消去することができるプログラマブルロム(フラッシュメモリーを含む。)、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(八からチまでのいずれか若しくはルに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができないもの又は輸出令 別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができないものを除く。以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一)～(三) (略)

ハ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのうち、化合物半導体を用いたものであつて、最大クロック周波数が四〇メガヘルツを超えるもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。ただし、シリコンを主材料としたマイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、オペランドの長さが八ビット以下のものにあつては、他の貨物に使用するように設計したものを含む。)

二 化合物半導体を用いた記憶素子用のもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ヘ 信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一)・(二) (略)

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大デジタル入出力数が二〇〇を超えるもの

(二) システムゲート数が二三〇、〇〇〇を超えるもの

(削る)

チ ニューラルネットワークを用いたもの

リ カスタム集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 端子数が一、五〇〇を超えるもの

(二) 基本ゲート伝搬遅延時間が〇・〇二ナノ秒未満のもの

(三) (略)

又 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一)・(二) (略)

ヘ 信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一)・(二) (略)

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一) 使用することができるとゲート数が二入力ゲート換算で三〇、〇〇〇を超えるように設計したもの

(二) 基本ゲート伝搬遅延時間が〇・一ナノ秒未満のもの

(三) トグル周波数が一三三メガヘルツを超えるもの

チ ニューラルネットワークを用いたもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

リ カスタム集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 端子数が一、〇〇〇を超えるもの

(二) 基本ゲート伝搬遅延時間が〇・一ナノ秒未満のもの

(三) (略)

又 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの)

、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、F F Tプロセッサを除く。)

(一)・(二) (略)

ル F F Tプロセッサであつて、高速フーリエ変換のミリ秒で表した定格実行時間が次に掲げる式により算出した値未満のもの

(略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部品品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの(四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するよう設計した衛星放送用のものを除く。)

(一)・(六) (略)

二 (略)

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するよう設計した衛星放送用のものを除く。)

、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、F F Tプロセッサ及び他の貨物に使用するよう設計したものを除く。)

(一)・(二) (略)

ル F F Tプロセッサであつて、高速フーリエ変換のミリ秒で表した定格実行時間が次に掲げる式により算出した値未満のもの(他の貨物に使用するよう設計したものを除く。)

(略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部品品であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するよう設計したものを除く。)

イ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの(四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するよう設計した衛星放送用のものを除く。)

(一)・(六) (略)

二 (略)

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの(マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するよう設計した衛星放送用のものを除く。)

ヘリ (一)～(六) (略)

又 イに該当する電子管を内蔵するマイクロ波用電力増幅器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するよう設計したものを除く。)

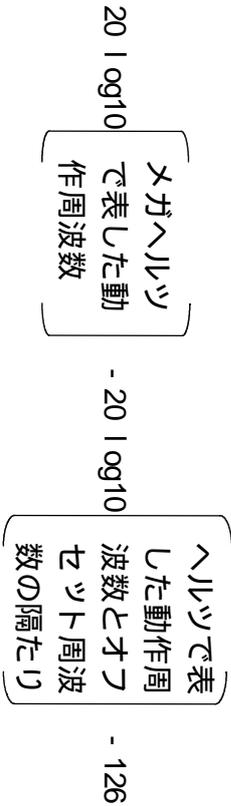
(一) (略)

(二) 平均出力電力の質量に対する比が八〇ワット毎キログラムを超えるものであつて、体積が四〇〇立方センチメートル未満のもの

ル (略)

発振器又は発振機能を有する組立品であつて、次の(一)及び(二)に該当するように設計したもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの



(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次

ヘリ (一)～(六) (略)

又 イに該当する電子管を内蔵するマイクロ波用電力増幅器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するよう設計したものを除く。)

(一) (略)

(二) 平均出力電力密度が八〇ワット毎キログラムを超えるものであつて、体積が四〇〇立方センチメートル未満のもの

ル (略)

(新設)

に掲げる式により算定した値未満のもの

20 1 og10	メガヘルツ で表した動 作周波数	- 20 1 og10	ヘルツで表 した動作周 波数とオフ セット周波 数の隔たり	- 114
-----------	------------------------	-------------	---	-------

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のい
れかに該当するもの

- (一) 周波数切換えの所要時間が三二二ピコ秒未満のもの
- (二) 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合
成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるい
れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未
満のもの
- (三) 一〇・六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の
合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるい
ずれかの周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒
未満のもの
- (四) 三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の
合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるい
ずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒
未満のもの
- (五) 四三・五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲
で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

三 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置であ

(新設)

三 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置であ

つて、次のいずれかに該当するもの（特定の帯域通過、低域通過、高域通過、帯域阻止又は共振の機能のいずれかのみを有するものを除く。）又はその部分品

イ 表面弾性波又は疑似表面弾性波を利用するものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 搬送周波数が一ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 サイドロープに対するメインロープの電力の比が六五デシベルを超えるもの

2、4 (略)

(三) 搬送周波数が一ギガヘルツ以下のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

3 サイドロープに対するメインロープの電力の比が六五デシベルを超えるものであって、帯域幅が一〇〇メガヘルツを超えるもの

ロ バルク弾性波を利用するものであって、六ギガヘルツを超える周波数で信号の直接処理ができるもの

ハ (略)

四 超電導材料を用いた装置のうち、超電導材料を用いた部品を有する電子素子又は電子回路であつて、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

つて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するよう設計したものを除く。）又はその部分品

イ 表面弾性波又は疑似表面弾性波を利用するものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 搬送周波数が一ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 サイドロープに対するメインロープの電力の比が五五デシベルを超えるもの

2、4 (略)

(三) 搬送周波数が一ギガヘルツ以下のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

3 サイドロープに対するメインロープの電力の比が五五デシベルを超えるものであって、帯域幅が一〇〇メガヘルツを超えるもの

ロ バルク弾性波を利用するものであって、二・五ギガヘルツを超える周波数で信号の直接処理ができるもの

ハ (略)

四 超電導材料を用いた装置のうち、超電導材料を用いた部品を有する電子素子又は電子回路であつて、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するよう設計したものを除く。）

イ・ロ (略)

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

六 高電圧用のコンデンサであつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

七 一秒を要しないで磁界を完全に形成させ、又は消失させるように設計した超電導電磁石(ソレノイドコイル形のものを含む。)であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ〜ハ (略)

七の二 太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル又は太陽光アレーであつて、宇宙用に設計したもののうち、エア・マス・ゼロで一、三六七ワット毎平方メートルの照射を受けたときの最小平均変換効率が、二八度の動作温度において二〇パーセントを超えるもの

八 回転入力型のアプソリユートエンコーダであつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

六 高電圧用のコンデンサであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

七 一秒を要しないで磁界を完全に形成させ、又は消失させるように設計した超電導電磁石(ソレノイドコイル形のものを含む。)であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ〜ハ (略)

七の二 太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル又は太陽光アレーであつて、宇宙用に設計したもののうち、エア・マス・ゼロで一、三六七ワット毎平方メートルの照射を受けたときの最小平均変換効率が、二八度の動作温度において二〇パーセントを超えるもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

八 回転入力型のアプソリユートエンコーダであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 分解能が計ることができる最大の角度の二六五、〇〇〇分の一未満のもの

ロ 角度の変換誤差の絶対値が、二・五秒未満のもの

八の二 パルス出力の切換えを行うサイリスタデバイス又はサイリスタモジュールであつて、電氣的に若しくは光學的に制御された切換え方法又は電子の放射を制御された切換え方法を用いたものうち、次のいずれかに該当するもの（民生用の鉄道車両又は航空機に使用するように設計された装置に組み込まれたものを除く。）

イ・ロ （略）

八の三 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュールであつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの（民生用の自動車、鉄道車両又は航空機に使用するように設計された装置に組み込まれたものを除く。）

イ 最大動作接合部温度が二一五度を超えるように設計した
もの

ロ 繰返しピーク休止状態電圧が三〇〇ボルトを超えるもの
ハ 継続電流が一アンペアを超えるもの

九 デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの試験用の磁気テープ

イ・二 （略）

十 波形記憶装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ （略）

八の二 パルス出力の切換えを行うサイリスタデバイス又はサイリスタモジュールであつて、電氣的に若しくは光學的に制御された切換え方法又は電子の放射を制御された切換え方法を用いたものうち、次のいずれかに該当するもの（民生用の鉄道又は航空機用に設計された装置に組み込まれたもの及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ・ロ （略）

（新設）

九 デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）又はこれらの試験用の磁気テープ

イ・二 （略）

十 波形記憶装置であつて、次のイ及びロに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ・ロ （略）

十の二 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ (略)

十一 削除

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。)

イ・ロ (略)

八 次のいずれかに該当するもの

- (一) 周波数切換え所要時間が三二二ピコ秒未満のもの
- (二) 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるいづれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未

十の二 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

十一 装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、周波数切換え所要時間が一ミリ秒未満のもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イハ (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

八 次のいずれかに該当するもの

- (一) 周波数切換え所要時間が一〇ナノ秒未満のもの
- (二) 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未

満のもの

(三) 一〇・六ギガヘルツ超三・八ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるい
ずれかの周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒
未満のもの

(四) 三・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるい
ずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒
未満のもの

(五) (略)

二 最大合成出力周波数が三・二ギガヘルツを超え、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動作周波数} \end{array} \right] - 20 \log 10}{\left[\begin{array}{l} \text{ヘルツで表した動作周波数とオフセット周波数の隔たり} \end{array} \right]} - 126$$

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次

のもの

(三) 一〇・六ギガヘルツ超三・八ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

(四) 三・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) (略)

二 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動作周波数} \end{array} \right] - 20 \log 10}{\left[\begin{array}{l} \text{ヘルツで表した動作周波数とオフセット周波数の隔たり} \end{array} \right]} - 126$$

に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right] - 20 \text{ } 10^{10}}{\left[\begin{array}{l} \text{ヘルツで表} \\ \text{した動作周} \\ \text{波数とオフ} \\ \text{セット周波} \\ \text{数の隔たり} \end{array} \right]} - 114$$

十四 ネットワークアナライザーであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 最大動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であつて、かつ、出力が三ー・六ミリワット（一五デシービーエム）を超えるもの

ロ 最大動作周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ（略）

十六 原子周波数標準器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ（略）

十六の二（略）

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装

十四 ネットワークアナライザーであつて、最大動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ・ロ（略）

十六 原子周波数標準器であつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ〜ハ（略）

十六の二（略）

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装

置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ・ロ（略）

ハ 異方性プラズマドライエッチング装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） パターンを形成する線の最小線幅が六五ナノメートル以下の回路を実現することができるもの

（二） ウエハーの外縁から二ミリメートル以下の範囲を除いたウエハーの表面におけるパターンを形成する線の最小線幅の不均一性が三シグマの分布において、一〇パーセント以下の範囲に収まるようにウエハーを加工することができるもの

二（略）

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） イ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する半導体製造装置であつてそれぞれ異なるものを三台以上接続することができるように設計したウエハーの出し入れ用の接続部を有するもの（異なる機能を有するものを接続することができるものに限る。）

（二） 複数のウエハーの処理を順次行うために真空状態で一体化された装置を構成するように設計したものの

置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ・ロ（略）

ハ 異方性プラズマドライエッチング装置であつて、カセットトウカセット機能及びロードロック機能を有するもの又はホに該当するものに接続して使用するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一） 最小線幅のプラスマイナス三シグマの分布をプラスマイナス五パーセントの範囲に収め、かつ、一八〇ナノメートル以下の最小線幅を実現することができるもの

（二） 直径〇・一マイクロメートルを超えるパーティクルの発生が一平方センチメートル中に〇・〇四個未満となるように設計したものの

二（略）

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 三台以上の半導体製造装置を接続できるウエハーの出し入れ用接続部を有するもの

（二） 複数のウエハーの処理を連続して行うために真空状態で一体化された装置を構成するように設計したものの

へ〜チ (略)

十八〜二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ・ロ (略)
(削る)

二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が一・五実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最

へ〜チ (略)

十八〜二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ・ロ (略)

ハ 次条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの(第二十条第二項第九号に該当するプログラムのみにより次条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものを除く。)

二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ (略)

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が〇・七五実効テラ演算を超えるもの

ニ (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最

高性能が一・五実効テラ演算を超えるもの

へ・ト (略)

チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置であつて、転送されるデータの転送速度が二・

〇ギガバイト毎秒を超えるもの

リ〜ル (略)

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜五の二 (略)

五の三 通信妨害装置であつて、移动通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に障害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ (略)

ロ 使用されている移动通信プロトコルを探知し、かつ、これを利用するもの

ハ 使用されている移动通信プロトコルを利用するもの

五の四〜八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品(第六号に該当するものを除く。)

高性能が〇・七五実効テラ演算を超えるもの

へ・ト (略)

チ デジタル電子計算機又はその附属装置と外部との間でデータを転送するために設計した装置であつて、データ転送速度が一・二五ギガバイト毎秒を超えるもの

リ〜ル (略)

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜五の二 (略)

五の三 通信妨害装置であつて、移动通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に障害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ (略)

ロ 使用されている移动通信プロトコルを探知し、及びこれを利用するもの

(新設)

五の四〜八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品(第六号に該当するものを除く。)

削る

イ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) レーザー光を増幅する機能を有するものであって、プラセオジムを添加したふっ化物を用いた光ファイバーを用いたもの

(三)・(四) (略)

削る

ロ・ハ (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからカまでのいずれか又は第三条第十九号八(二)2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）

イ ホ (略)

へ 暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダーライタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

1 トからカまでのいずれかに該当する装置に限定さ

イ デジタル伝送方式を用いたものであって、一五ギガビット

毎秒を超える総合伝送速度（最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。）で使用することができるように設計したもの

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) レーザー光を増幅する機能を有するもの

(三)・(四) (略)

ハ 光交換機能を有するもの

ニ・ホ (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからカまでのいずれか又は第三条第十九号八(二)2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

又はその部分品

イ ホ (略)

へ ICカードであつて、その暗号機能が次のトからヲまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの又は広く一般に使用されるものであつて、その暗号機能が使用者によって変更ができず、かつ、当該ICカードに保存されている個人情報保護に限定して使用するよう設計

れて使用されるものであって、他の用途のためにプログラムを書き換えを行うことができないもの

2 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合させることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次の一から三までのすべてに該当するもの

一 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報の保護のためにのみ使用するもの

二 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報に係る情報の認証のために使用するもの

三 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの

(二) リーダライタであつて、専ら(一)に該当するスマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報を記録するように設計したものの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

ト）リ（略）

又 民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。）又は移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するよう設計したものをいう。以下ヲ及びワ

したもの

ト）リ（略）

又 民生用の携帯用電話機端末又は移動用電話機端末であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

において同じ。)であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) (略)
ル・ヲ (略)

ワ
ヲ(一)から(三)までのすべてに該当する民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を有する装置であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機能を変更することができないもの

(二) 当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

(三) 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号機能を変更することができないもの

カ
無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開され、又は市販されている暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又は

(一)・(二) (略)
ル・ヲ (略)
(新設)

(新設)

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又は

その部分品（情報を伝達する信号の漏洩を防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。）

十一 秘密保護機能（当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。）を有する情報通信システムであつて、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品（秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。）

十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。）

十三 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能（第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有するものを含む。）を評価若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機

その部分品

十一 削除

十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品

十三 第九号、第十号又は前号のいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機

能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 水底の地形図を作成するための測深機であつて、次の1及び2に該当するもの

1 垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計し、かつ、水面下六〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したもの

2 (略)

(二) 水中探知装置であつて、次のいずれかに該当するもの

1 送信周波数が五キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が五キロヘルツ以上一〇キロヘルツ未満であつて、音圧レベル(音源から一メートルの距離で音圧が一マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。以下同じ。)が二四デシベルを超えるもの

2 6 (略)

(三)・(四) (略)

(五) 船舶用の位置決定装置であつて、次の1及び2に該当するもの又はその部分品

1 船舶の位置を決定するために受信する信号を発信する装置(2において「応答機」という。)を探知することができる距離が一、〇〇〇メートルを超えるもの

能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 水底の地形図を作成するための測深機であつて、次の1及び2に該当するもの

1 垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計し、かつ、水面下六〇メートルを超える水深を測定することができるように設計したもの

2 (略)

(二) 水中探知装置であつて、次のいずれかに該当するもの

1 送信周波数が五キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が五キロヘルツ以上一〇キロヘルツ未満であつて、音圧レベル(音源から一メートルの距離で音圧が一マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。)が二四デシベルを超えるもの

2 6 (略)

(三)・(四) (略)

(五) 船舶用の位置決定装置又はその部分品であつて、応答機から一、〇〇〇メートルを超える距離で使用することができるように設計したもののうち、応答機から一、〇〇〇メートルの距離における位置精度の二乗平均が一〇メートル未満のもの

2 応答機から一、〇〇〇メートルの距離において信号を受信したときの位置精度の二乗平均が一〇メートル未満のもの

(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 対象を探知することができる距離が五三〇メートルを超えるもの

2 当該装置から五三〇メートルの距離における位置精度の二乗平均が一五メートル未満のもの

3 送信パルスの帯域幅が三キロヘルツを超えるもの

ロ (略)

二 (略)

二の二 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であつて、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 宇宙用に設計した固体の光検出器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) フォーカルブレンアレイであつて、素子の数が

二、〇四八を超え、かつ、三〇〇ナノメートル超九〇

〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するも

(新設)

ロ (略)

二 (略)

(新設)

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 宇宙用に設計した固体の光検出器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(新設)

の

ロ イメージ増強管であつて、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であつて、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であつて隣接する二の陽極の中心間の距離が五〇〇マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)

(一) イメージ増強管であつて、次の1から3のすべてに該当するもの

1・2 (略)

3 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの

一・二 (略)

三 主材料に IEE V 族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。)を用いたものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

(二) イメージ増強管であつて、次の1から3のすべてに該当するもの

1・2 (略)

3 主材料に IEE V 族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。)を用いた光電陰極又は遷移電子光電陰極であつて、最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワットを超えるものを有するもの

ハ ホ (削る)
(略)

ロ イメージ増強管であつて、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であつて、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であつて隣接する二の陽極の中心間の距離が五〇〇マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)

(一) イメージ増強管であつて、次の1から3のすべてに該当するもの

1・2 (略)

3 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの

一・二 (略)

三 主材料に IEE V 族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。)を用いたもの(最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。)

(二) イメージ増強管であつて、次の1から3のすべてに該当するもの

1・2 (略)

3 主材料に IEE V 族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。)を用いた光電陰極(最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。)又は遷移電子光電陰極を有するもの

ハ ホ (削る)
(略)

ヘ 宇宙用に設計したフォーカルプレーンアレイであつて、素子の数が二、〇四八を超え、かつ、三〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有する

四 (略)

五 光検出器を用いた装置であつて、直視型のものうち、次のいずれかに該当するもの（医療用装置であつて、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。）

イ 次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの

(一) (略)

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレイ

(三) (略)

ロ (略)

六・七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第十一条に該当するものを除く。）

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレイを組み込んだもの

(三) (略)

ロ (略)

もの

四 (略)

五 光検出器を用いた装置であつて、直視型のものうち、次のいずれかに該当するもの（医療用装置であつて、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。）

イ 次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの

(一) (略)

(二) 第三号ホ又は同号へに該当するフォーカルプレーンアレイ

(三) (略)

ロ (略)

六・七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第十一条に該当するものを除く。）

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 第三号ホ又は同号へに該当するフォーカルプレーンアレイを組み込んだもの

(三) (略)

ロ (略)

九 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) (五) (略)

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 (三) (略)

2 ナノ秒以上一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一・二 (略)

3 (略)

(七)・(八) (略)

二 レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(一) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであつて、次のいずれかに該当するもの

一・二 (略)

2 多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイ

九 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) (五) (略)

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 ナノ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 (三) (略)

2 ナノ秒超一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一・二 (略)

3 (略)

(七)・(八) (略)

二 レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(一) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振する単一の半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

一・二 (略)

2 多重横モードで発振する単一の半導体レーザー発

- イオードであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一五ワットを超えるもの
 - 二・三 (略)
- 3 単一の半導体レーザーバーであつて、次のいずれかに該当するもの(4又は5の半導体レーザースタックアレーに組み込まれたものを除く。)
- 一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一〇〇ワットを超えるもの
 - 二 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの
 - 二五ワットを超えるもの
 - 三 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの
- 4 半導体レーザースタックアレーであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 総平均出力又は持続波の総定格出力が三キロワット未満であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
 - ロ 総平均出力又は持続波の総定格出力が三キロ

- 振器であつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの
 - 二・三 (略)
- 3 単一の半導体レーザーアレーであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が八〇ワットを超えるもの
 - 二 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一五ワットを超えるもの
 - 二五ワットを超えるもの
 - 三 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの
- 4 半導体レーザースタックアレーであつて、3に該当するアレーを含むもの

-
- ワット以上五キロワット以下であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が三五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ハ 総平均出力又は持続波の総定格出力が五キロワットを超えるもの
- ニ ピークパルス出力密度が二、五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ホ 空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一五〇ワットを超えるもの
- 二
- 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 総平均出力又は持続波の総定格出力が二五〇ワット未満であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が一五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ロ 総平均出力又は持続波の総定格出力が二五〇ワット以上五〇〇ワット以下であつて、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ハ 総平均出力又は持続波の総定格出力が五〇〇ワットを超えるもの
- ニ ピークパルス出力密度が五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
- ホ 空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一五ワットを超えるもの
- 三
- 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれか
-

に該当するもの

イ 平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五

〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ロ 総平均出力又は持続波の総定格出力が十ワットを超えるもの

ハ 空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一・五ワットを超えるもの

四 3に該当する半導体レーザーバーを少なくとも

一以上含むもの

5 半導体レーザースタックアレイであって、他の半導体レーザースタックアレイと結合するように設計

したもののうち、他の半導体レーザースタックアレイと電子回路及び冷却ユニットを共有するための接

合部を有するもの（4に該当するものを除く。）

(二)～(六) (略)

ホ・ヘ (略)

十一 磁力計、磁場勾配計（医療用に設計したものを除く。）

若しくは水中電場センサー（漁業用を除く。）若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに

該当するもの

イ 超電導の技術を利用した磁力計であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 静止状態で操作するように設計したものであつて、運動中に生じるノイズを減少させるために設計した装置を有しないもののうち、ヘルツの周波数における感度（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値をいう。以下同じ。）が五〇フェムトテストラ以下のもの

(新設)

(二)～(六) (略)

ホ・ヘ (略)

十一 磁力計、磁場勾配計（医療用に設計したものを除く。）

若しくは水中電場センサー（漁業用を除く。）若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに

該当するもの

イ 超電導の技術を利用した磁力計であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 静止状態で操作するように設計したものであつて、運動中に生じるノイズを減少させるために設計した装置を有しないもののうち、ヘルツの周波数においてノイズレベル（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値をいう。以下同じ。）が五〇フェムトテストラ以下のもの

(二) (略)

ロ 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であつて、一ヘルツの周波数における感度が二ピコテスラ未満のもの

ハ 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であつて、一ヘルツの周波数における感度が二ピコテスラ以上二〇ピコテスラ未満のもの

ニ 三軸フラックスゲートの技術を利用した磁力計であつて、一ヘルツの周波数における感度が一〇ピコテスラ以下のもの

ホ 誘導コイルを用いた磁力計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一ヘルツ未満の周波数における感度が〇・〇五ナノテスラ未満のもの

(二) 一ヘルツ以上一〇ヘルツ以下の周波数における感度が〇・〇〇一ナノテスラ未満のもの

(三) 一〇ヘルツを超える周波数における感度が〇・〇〇一ナノテスラ未満のもの

ヘ 光ファイバーを用いた磁力計であつて、感度が一ナノテスラ未満のもの

ト 水中電場センサーであつて、一ヘルツの周波数で測定した場合の感度が八ナノボルト毎メートル未満のもの

チ (略)

リ 光ファイバーを用いた磁場勾配計であつて、イントリンシック型のもの(一軸当たりの検出素子の数が一のもの)をいう。以下この号において同じ。()のうち、感度が〇・三

下のもの

(二) (略)

ロ 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であつて、ノイズレベルが二ピコテスラ未満のもの

ハ 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であつて、ノイズレベルが二ピコテスラ以上二〇ピコテスラ未満のもの

ニ 三軸フラックスゲートの技術を利用した磁力計であつて、一ヘルツの周波数においてノイズレベルが一〇ピコテスラ以下のもの

ホ 誘導コイルを用いた磁力計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一ヘルツ未満の周波数におけるノイズレベルが〇・〇五ナノテスラ未満のもの

(二) 一ヘルツ以上一〇ヘルツ以下の周波数におけるノイズレベルが〇・〇〇一ナノテスラ未満のもの

(三) 一〇ヘルツを超える周波数におけるノイズレベルが〇・〇〇一ナノテスラ未満のもの

ヘ 光ファイバーを用いた磁力計であつて、ノイズレベルが一ナノテスラ未満のもの

ト 水中電場センサーであつて、一ヘルツの周波数で測定した場合のノイズレベルが八ナノボルト毎メートル未満のもの

チ (略)

リ 光ファイバーを用いた磁場勾配計であつて、イントリンシック型のもの(一軸当たりの検出素子の数が一のもの)をいう。以下この号において同じ。()のうち、ノイズレベル

ナノテスラ毎メートル未満のもの

又 光ファイバーを用いていない磁場勾配計であつて、イン
トリンシック型のもののうち、感度が〇・〇一五ナノテス
ラ毎メートル未満のもの

ル (略)

ヲ 磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置で
あつて、次のいずれかに該当する貨物用に設計したもの

(一) 八に該当する磁力計であつて、感度が二ピコテス
ラ未満を実現する光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用
したもの

(二) (略)

(三) 十から又までのいずれかに該当する磁場勾配計で
あつて、感度が三ピコテスラ毎メートル未満を実現す
るもの

ワ 磁場勾配計であつて、イ又はロに該当する磁力計を用い
たもの

十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はそ
の部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象
レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進
入レーダー及びこれらの部分品)レーダーの部分品であつて
航空管制用の表示装置を含む。(を除く。)

イ 二 (略)

ホ 電子的に走査が可能なアレーアンテナを組み込んだもの

へ 目標の高度を測定することができるもの

が〇・三ナノテスラ毎メートル未満のもの

又 光ファイバーを用いていない磁場勾配計であつて、イン
トリンシック型のもののうち、ノイズレベルが〇・〇一五
ナノテスラ毎メートル未満のもの

ル (略)

ヲ 磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置で
あつて、次のいずれかに該当する貨物用に設計したもの

(一) 八に該当する磁力計であつて、ノイズレベルが二
ピコテスラ未満を実現する光ポンプ又は核磁気共鳴の
技術を利用したもの

(二) (略)

(三) 十から又までのいずれかに該当する磁場勾配計で
あつて、ノイズレベルが三ピコテスラ毎メートル未満
を実現するもの
(新設)

十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はそ
の部分品(二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、解像
度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装
置、気象レーダー及びこれらの部分品を除く。)

イ 二 (略)

ホ 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナを組み
込んだもの

へ 目標の高度を測定することができるもの(国際民間航空

ト〜リ (略)

又 レーザーレーダー(ライダーを含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するよう設計したものであつて、国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有し、かつ、四〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用する一以上のレーザー発振器を用いるもの

ル (略)

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの

(一)・(二) (略)

(三) 互いの距離が一、五〇メートルを超え、かつ、二以上のレーダーを用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

(四) 車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む二以上のレーダーを用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

第十条 輸出令別表第一の一の一の項の経済産業省令で定める仕様

機関の定める標準に準拠した精測進入レーダーを除く。)

ト〜リ (略)

又 レーザーレーダー(ライダーを含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの(測量用又は気象観測用のライダーを除く。)

(一)・(二) (略)
(新設)

ル (略)

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの

(一)・(二) (略)

(三) 互いの距離が一、五〇メートルを超え、かつ、実時間でデータを交換する二以上のレーダーを用い、目標の強調又は識別をするために目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

(四) 車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載したレーダーを含む二以上のレーダー(実時間でデータを交換するものに限る。)を用い、目標の強調又は識別をするために目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを行う技術(海上交通管制用のものを除く。)

第十条 輸出令別表第一の一の一の項の経済産業省令で定める仕様

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

五 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ アダプティブアンテナシステムを構成するもの

六～九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

五 水中用のカメラ又はその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

削る

ハ (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで、リ及びヌのい

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

五 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 暗号の復号機能を有するもの

ロ ナルステアラブルアンテナを有するもの

六～九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

五 水中用のカメラ又はその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 電子式に画像を記録することができるカメラであつて、

五〇を超える画像を記録することができるもの

ニ (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからヌまでのいずれかに該当

れかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたものを除く。

（一）・（二）（略）
ロ（略）

二（略）

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、第二十五条第三項第二号イからトまで、リ及びヌのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもののうち、次のいずれかに該当するガスタービンエンジンに使用するように設計したもの
イ・ロ（略）

四（十）（略）

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 無人航空機であつて、次のいずれかに該当するもの
（一） 自律飛行することができるもの

するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次のすべてに該当するものを除く。

（一）・（二）（略）
ロ（略）

二（略）

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、第二十五条第三項第二号イからヌまでのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたものうち、次のいずれかに該当するガスタービンエンジンに使用するように設計したもの。

イ・ロ（略）

四（十）（略）

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 無人航空機であつて、次のいずれかに該当するもの
（一） 慣性航法装置による自動操縦等により、自律的な

(二) (略)

□ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 航法装置、姿勢を測定するための装置、誘導装置、姿勢制御装置又は飛行制御装置(第十条に該当するものを除く。)であつて、イに該当する無人航空機に自律飛行する機能を付与するために設計したもの
(三)・(四) (略)

十一 (略)

十二 第二十五条第三項第二号イからトまで、リ及びヌのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたガスタービンエンジン又はガスタービンエンジンの部分品を設計するためのものであつて、実時間で制御する装置、計測器(センサーを含む。)又は自動的にデータを収集し、解析する装置

十三(二十) (略)

第十三条 (略)

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるも

飛行制御及び航行能力を有するもの

(二) (略)

□ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 誘導装置又は制御装置(第十条に該当するものを除く。)であつて、イに該当する無人航空機に統合するように設計したもの
(三)・(四) (略)

十一 (略)

十二 第二十五条第三項第二号イからヌまでのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたガスタービンエンジン又はガスタービンエンジンの部分品を設計するためのものであつて、実時間で制御する装置、計測器(センサーを含む。)又は自動的にデータを収集し、解析する装置

十三(二十) (略)

第十三条 (略)

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるも

のは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

ニ 削除

ホ 削除

ヘレ (略)

ソ ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン

ツケ (略)

フ テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン

コテ (略)

ア 一・二・三・トリス(一・二・ビス(ジフルオロアミノ

エトキシ)プロパン又はトリスビノキシプロパンの添加

物

サミ (略)

3~8 (略)

9 輸出令別表第一の一四の項(十)の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

一・二 (略)

三 妨害電波により無線制御された簡易爆発装置をあらかじめ爆発させ、又は起爆を阻止するように設計した電子式の装置

のは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

ニ ビス(二・二・ジニトロプロピル)フォルマル

ホ ビス(二・二・ジニトロプロピル)アセタール

ヘレ (略)

ソ ヘキサベンジルヘキサアザイソウルツタン

ツケ (略)

フ テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルツタン

コテ (略)

ア 一・二・三・トリス(一・二・ビス(ジフルオロアミノ

エトキシ)プロパン又はトリスビノキシプロパンの添加

剤

サミ (略)

3~8 (略)

9 輸出令別表第一の一四の項(十)の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

一・二 (略)

(新設)

10) 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、表面弾性波の測定、イオン移動度分光分析、微分型移動度分析又は質量分析のいずれかの方法によつて爆発物の痕跡を探知するもの（濃度一ピーピーエム未満の蒸気又は質量一ミリグラム未満の固体若しくは液体の探知が可能なもの）に限り、専ら実験用機器として利用することを目的として設計したものは又は歩行して当該装置を通過する対象が当該装置に接触することなく爆発物を探知するように設計したものを除く。）

第十四条 輸出令 別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七 (略)

八 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 目標の波形又は像の特徴から目標を自動的に識別するデータ処理技術を利用するレーダー（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品）レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

ロ (略)

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 有人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの
(一)・(二) (略)

(新設)

第十四条 輸出令 別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七 (略)

八 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 目標の波形又は像の特徴から目標を自動的に識別するデータ処理技術を利用するレーダー（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、解像度が一ミリメートル当たり二本以下の航空管制用の表示装置及び気象レーダーを除く。）

ロ (略)

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 有人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの
(一)・(二) (略)

(三) 次の1及び2に該当するもの

(削る)

1 | 連続して一〇時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの

2 | 潜航可能な距離が五〇海里以上のもの

(削る)

ロ (略)

十・十一 (略)

第十四条の二 (略)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第一条第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ(一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)(のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三 第一条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの

(三) 次の1から4までのすべてに該当するもの

1 | 四人以上の乗組員が乗ることができるように設計したもの

2 | 一〇時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの

3 | 潜航可能な距離が五〇海里以上のもの

4 | 長さが二メートル以下のもの

ロ (略)

十・十一 (略)

第十四条の二 (略)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第一条第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ(一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)(のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三 第一条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの

設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

四 第一条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

五（略）

2（略）

第十五条の二（略）

第十五条の三 外為令 別表の三の二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条の二第二項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

第十六条 外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

四 第一条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

五（略）

2（略）

第十五条の二（略）

第十五条の三 外為令 別表の三の二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条の二第二項に該当する貨物の設計又は製造に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

第十六条 外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇五 (略)

六 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるものを除く。)又は第三条第三号から第六号まで若しくは第七号から第二十七号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)

七〇十 (略)

十一 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第三条第二号イに該当する貨物若しくは同号ロに該当する貨物を設計するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

十二 (略)

2 (略)

3 外為令別表の四の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの軌道を最適化するために、飛行制御、誘導又は推進に係るデータを飛行管理装置に統合するための技術(プ

一〇五 (略)

六 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるものを除く。)又は第三条第三号から第二十七号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)

七〇十 (略)

十一 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第三条第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。)若しくは同号ロに該当する貨物を設計するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

十二 (略)

2 (略)

3 外為令別表の四の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの軌道を最適化するために、飛行制御、誘導又は推進に係るデータを飛行管理装置に

プログラムを除く。)

二 (略)

4・5 (略)

第十七条・第十八条 (略)

第十九条 外為令 別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第六条第十六号口又は第十七号イ(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 第六条に該当するもの(同条第十六号口又は第十七号イ(二)に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であって、次のいずれにも該当しないもの
イ・ロ (略)

三 第六条第十六号口又は第十七号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

四・五 (略)

2}5 (略)

第二十条 (略)

統合するための技術(プログラムを除く。)

二 (略)

4・5 (略)

第十七条・第十八条 (略)

第十九条 外為令 別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第六条第十六号口又は第十七号イ(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 第六条に該当するもの(同条第十六号口又は第十七号イ(二)に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であって、次のいずれにも該当しないもの
イ・ロ (略)

三 第六条第十六号口又は第十七号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

四・五 (略)

2}5 (略)

第二十条 (略)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超〇・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が〇・五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超〇・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が〇・五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

四 (略)

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・二五実効テラ演算超一・五実効テラ演算以下になる

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が〇・〇四実効テラ演算超〇・一実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が〇・一実効テラ演算超〇・七五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・〇四実効テラ演算超〇・七五実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 加重最高性能が〇・〇四実効テラ演算超〇・一実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が〇・一実効テラ演算超〇・七五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

四 (略)

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が〇・〇四実効テラ演算超〇・七五実効テラ演算以下にな

ものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

るものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六（略）

七| プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

イ| 並列処理機能を有する装置のために設計されたオペレーティングシステム、プログラム開発ツール又はコンパイラであつて、ソースコードのもの
ロ| 削除

八| 前号の技術（プログラムを除く。）を支援するために設計したプログラム

九| 第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラム

十| 前号のプログラムを検定するためのプログラム

十一| 前二号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために設計したプログラム

十二| 前三号のいずれかに該当するものの設計、製造若しくは

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第八条第二号イ（二）に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 第八条第二号イ（二）に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 第八条第九号から第十二号まで又は第一項第九号若しくは

使用に必要な技術（プログラムを除く。）又はこれを支援するために設計したプログラム

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第八条第二号イ（二）又は第六号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二 第八条第一号、第二号、第四号から第七号まで、第八号の二、第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四 第八条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第八号の二のいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

五 第八条第二号イ（二）又は第六号に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

六 第八条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第八号の二のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれか

第十号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するた
めに設計したプログラム

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の四までのい
ずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

八の二 第八条第九号から第十二号までのいずれか又は第一項
第九号若しくは第十号に該当するものを使用するために設計
したプログラム

九 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物
の機能を実現するためのプログラム又は当該機能のシミュレ
ーションを行うことができるプログラム

十 十五 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)
若しくは(五)若しくは二(一)に該当するものを設計する
ためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若
しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、五〇ギガビッ
ト毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるよう
に設計したもの

に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプロ
グラム

八 第八条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第八号
の二のいずれかに該当するものを使用するために設計したプ
ログラム

八の二 第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のい
ずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九 第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれか
に該当する貨物の機能を実現するためのプログラム又は当該
機能のシミュレーションを行うことができるプログラム

十 十五 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、
次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、イ、ロ(一)
若しくは(五)、八若しくは二(一)に該当するものを
設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するもの
の設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、一五ギガビッ
ト毎秒を超える総合伝送速度(最高位多重化レベルにおけ
る単位時間当たりの信号ビット)情報ビット並びにライン

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) レーザー光を増幅する機能を有するものであって、プラセオジウムを添加したふっ化物を用いた光ファイバーを用いたもの

(三) (略)

(四) 光波長多重化技術を用いたものであって、光搬送波の間隔が一〇〇ギガヘルツ未満のもの

(五) (略)

ハ 光交換機能を有するものであって、光信号の交換所要時間が一ミリ秒未満のもの

ニ・ホ (略)

へ 専ら移動体において使用するよう設計したものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 光波長が二〇〇ナノメートル以上四〇〇ナノメートル以下で使用することができるもの。

(二) ローカルエリアネットワークにおいて用いられるもの

四 削除

五〇十五 (略)

コーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。() 数をいう。) で使用することができるように設計したもの

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) レーザー光を増幅する機能を有するものであって、プラセオジウムを添加したふっ化物の光ファイバーを用いたもの

(三) (略)

(四) 光波長多重化技術を用いたものであって、一ウィンドウ当たりの光搬送波の数が八を超えるもの

(五) (略)

ハ 光交換機能を有するもの

ニ・ホ (略)

(新設)

四 前三号のいずれかに該当するプログラムの設計、製造又は使用(操作に係るものを除く。)に必要技術(プログラムを除く。)

五〇十五 (略)

3

外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 動作周波数が三・二ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が四ワット(三六ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

二 動作周波数が六ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一ワット(三〇ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

三 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・八ワット(二九ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

四 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下のもの

五 動作周波数が三七・五ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・二五ワット(二四ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(新設)

六 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

4 外為令別表の九の項(四)の経済産業省令で定める技術は、

超電導材料を用いた通信装置であつて、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 超電導ゲートを有するデジタル回路用の電流スイッチングの機能を有するものであつて、ゲート当たりの遅延時間にゲート当たりの電力消費を乗じて得た値が 1000 、 10000 、 100000 、 1000000 分の一ミリジュール未満のもの

二 周波数を分離する機能を有するものであつて、キュー値が一〇、〇〇〇を超える共振回路を有するもの

第二十二条 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第九条第一号イ(二)、(六)若しくはロ(三)、第三号イ、ロ、ホ若しくはへ、第四号、第五号イ、第八号イ、第九号八若しくは二、第十一号ロ又は第十三号二、チ若しくはルに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 (略)

四 第九条第一号イ(六)、第九号八若しくは二又は第十三号二、チ若しくはルに該当するものを設計し、若しくは製造す

(新設)

第二十二条 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第九条第一号イ(二)若しくはロ(三)、第三号イ、ロ、ホ若しくはへ、第四号、第五号イ、第八号イ、第九号八若しくは二、第十一号ロ又は第十三号二、チ若しくはルに該当するものの製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 (略)

四 第九条第九号八若しくは二又は第十三号二、チ若しくはルに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計した

るために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

五・六（略）

七 第九条第三号二（一）2又はホ（二）に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために設計又は改造したプログラムであつて、当該カメラのフレーム速度の制限を取り外し、かつ、最大フレーム速度が九ヘルツを超えるように設計又は改造したもの

2 外為令別表の一〇の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二（略）

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イハ（略）

ニ 航空管制のために用いられるプログラムであつて、五以上の一次レーダーから目標データを受信することができるもの

四（略）

3～6（略）

第二十三条（略）

プログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

五・六（略）

（新設）

2 外為令別表の一〇の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二（略）

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イハ（略）

ニ 航空管制用のプログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

（一）一五〇以上のシステムトラックを同時に処理及び表示することができるもの

（二）五以上の一次レーダーから目標データを受信することができるもの

四（略）

3～6（略）

第二十三条（略）

2・3 (略)

4 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 (略)

五 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ホ (略)

へ フルオーソリティーデジタル飛行制御(フルオーソリテ
イーデジタルエンジン制御するための装置に係る技術を除
く。)又はマルチセンサーミッション管理のための装置で
あつて、エキスパートシステムを用いたものに係る技術(プ
ログラムを除く。)

ト・チ (略)

六・七 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

2・3 (略)

4 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 (略)

五 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ホ (略)

へ フルオーソリティーデジタル飛行制御(フルオーソリテ
イーデジタルエンジン制御に係る技術を除く。)又はマル
チセンサーミッション管理のための装置であつて、エキス
パートシステムを用いたものに係る技術(プログラムを除
く。)

ト・チ (略)

六・七 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ ト
チ 削除
（略）

リ ル
（略）

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であつて、エンジンの推力又は軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの

ロ エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計又は製造に係る技術

ハ エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられる制御アルゴリズム（ソースコードを含む。）の設計に係る技術

4・5 （略）

第二十六条 （略）

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ ト
チ ガスタービンエンジン若しくは複合サイクルエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置

又はそのセンサー若しくは部分品

リ ル
（略）

（新設）

4・5 （略）

第二十六条 （略）

第二十七条 外為令別表の一五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四（略）

五 第三号に該当するプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

2 外為令別表の一五の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術とする。

一～四（略）

五 次のイ及びロに該当するもの（ソースコードを含む。）

イ 第九条第一号イ（六）に該当するものからの音響データを実時間で処理するもの

ロ 水中において活動する人の位置を自動的に探知するようにデータを処理するもの

3～6（略）

第二十八条（略）

第二十七条 外為令別表の一五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四（略）

五 第三号に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

2 外為令別表の一五の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術とする。

一～四（略）

（新設）

3～6（略）

第二十八条（略）